

第3 一般募集

1 一般募集における出願資格

第1の2（1ページ）に該当する者。

なお、隣接県の隣接学区からの出願については、第7の2（14ページ）による。

2 川越市立高等学校「地域特別選抜」の人員

川越市立高等学校「地域特別選抜」の人員は、募集人員の10%程度の範囲内とする。

詳細は、川越市立川越高等学校の募集要項に定める。

3 出願

(1) 出願手続

原則、以下のア～ウが全て完了した時点を、出願とする。出願が完了した後は、志願先変更期間でのみ、志願先高等学校・学科等を変更することができる。

なお、市立高等学校への出願及び第7における中学校等からの出願をする場合の、電子出願システムによる出願方法については、別途「電子出願の利用の手引き」（令和6年10月、県ホームページに掲載予定）にて定める。

ア 電子出願システムの案内に従い、志願者情報等の入力を行う。

イ アの入力内容を、出身中学校等が専用サイトにおいて確認・承認する。

ア、イを行うことができる期間

令和7年1月27日（月）正午 から 2月10日（月）正午まで

ウ 入学選考手数料を、以下の通り納付する。

(ア) 県立高等学校への志願者は、入学選考手数料（全日制の課程2,200円、定時制の課程950円）を、電子出願システムの案内に従って、電子収納により納付する。

(イ) 市立高等学校への志願者の入学選考手数料及び納付方法は、次のとおり高等学校を設置する市が定める。

市	入学選考手数料	納付方法
さいたま市	2,200円	出願手続の案内に従い、電子収納により納付する。
川口市	全日制の課程 2,200円	
	定時制の課程 950円	
川越市	2,200円	

さいたま市立高等学校及び川口市立高等学校への志願者は、電子出願手続の案内に従って電子収納により納付する。このとき、入学選考手数料とは別に生じる電子収納に係る手数料は、志願者が負担する。

川越市立川越高等学校への志願者は、電子出願手続の案内に従って電子収納により納付する。

(ウ) いずれの場合でも、一度納付した入学選考手数料及び電子収納に係る手数料は返還しない。

(2) 出願書類

出願手続が完了した後、志願者又は出身中学校長は、志願者の志願先高等学校に対し、以下の書類を提出すること。

書類が提出された志願者を、選抜の対象とする。

ア 調査書（様式1）

災害等やむを得ない事由で、所定の調査書を提出できないときは、その事由を記して、これに代わる参考となる資料を提出することができる。

イ 学習の記録等学年内評価分布表（様式3）及び学習の記録等一覧表（様式4）

全日制の課程及び定時制の課程を併置する高等学校のそれぞれの課程に志願者がある場合は、両課程に1部ずつ提出すること。

過年度の卒業生が出願する場合及び隣接県の隣接学区以外の県外中学校から出願する場合は、提出する必要はない。

ウ その他必要な書類等

エ 提出した書類は、特に定めのある場合を除き返却しない。

(3) 提出方法

原則、中学校がまとめて郵送による提出を行う。ただし、郵送が難しい場合には、中学校がまとめて持参、志願者が郵送若しくは持参により提出することもできる。

なお、帰国生徒特別選抜及び外国人特別選抜による募集に必要な書類は、原則、志願者が持参により提出すること。

ア 志願者又は出身中学校長（在学中学校長を含む。以下同じ）が提出するもの

(ア) 中学校がまとめて郵送若しくは持参により出願する場合

	(ア)-1 中学校がまとめて郵送する場合	(ア)-2 中学校がまとめて持参する場合
提出書類	調査書、その他必要な書類等をまとめて提出する。 送付票（様式21）を同封すること。	
提出期間 及び 受付時間	令和7年2月13日（木）を配達指定日とすること。	令和7年2月13日（木） 午前9時から正午まで及び 午後1時から午後4時30分まで
提出先	志願先高等学校	
提出方法	「簡易書留」等、配達の記録が残る扱いとし、封筒の表には「出願書類等在中」と朱書きすること。	出身中学校長が命じた者が窓口に持参すること。 志願先高等学校長は、受領書（様式22）を交付する。
受検票の 交付	志願者は、「受検票」を2月20日（木）午後1時以降に各自で印刷する。	

(イ) 志願者が郵送若しくは持参により出願する場合

	(イ)-1 志願者が郵送する場合	(イ)-2 志願者が持参する場合
提出書類	調査書、その他必要な書類等を同封する。	
提出期間 及び 受付時間	令和7年2月13日（木）を配達指定日とすること。	令和7年2月14日（金） 午前9時から正午まで及び 午後1時から午後4時30分まで 2月17日（月） 午前9時から正午まで
提出先	志願先高等学校	
提出方法	「簡易書留」等、配達の記録が残る扱いとし、封筒の表には「出願書類等在中」と朱書きすること。	志願者が窓口に持参すること。 この他に定められた提出書類がある場合は、同時に提出すること。
受検票の 交付	志願者は、「受検票」を2月20日（木）午後1時以降に各自で印刷する。	

イ 出身中学校長が提出するもの

	郵送する場合	持参する場合
提出書類	学習の記録等学年内評価分布表及び学習の記録等一覧表（様式3及び4）	
提出期間 及び 受付時間	令和7年2月13日（木）を配達指定日 とすること。	令和7年2月14日（金） 午前9時から正午まで及び 午後1時から午後4時30分まで 2月17日（月） 午前9時から正午まで
提出先	志願先高等学校及び高校教育指導課	
提出方法	「簡易書留」等、配達の記録が残る扱いとし、封筒の表には「学習の記録等一覧表等在中」と朱書きすること。 (高校教育指導課郵送先) 〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1 埼玉県教育局県立学校部高校教育指導課長	直接持参する。
その他	なお、(ア)により、中学校がまとめて出願する場合、出願書類等と学習の記録等学年内評価分布表及び学習の記録等一覧表を、同一の封筒で提出することができる。この場合、封筒の表には、「出願書類等在中」と「学習の記録等一覧表等在中」を朱書きで併記すること。	

4 併願

- (1) 県公立高等学校及び県立特別支援学校の2校以上に出願をすることはできない。
- (2) 同一高等学校における全日制の課程と定時制の課程の双方に出願をすることはできない。

5 第2志望

同一課程に2学科以上ある高等学校、普通科でコース等を設置する高等学校、2部又は3部制の高等学校及び県立いずみ高等学校において同一の資料によって選抜ができる場合は、当該高等学校長は第2志望を認めることができる（〔別表4〕）。

第2志望を希望する場合の志願者情報等の入力に当たっては、電子出願システムの案内に従い選択又は入力をすること。

6 第2志望に準ずる志望

複数の学科・コース等を有する高等学校において、同一の資料によって選抜ができないことにより学科・コース等間の第2志望を認めることができない場合においても、次の(1)及び(2)に従い、第2志望に準ずる志望を認めることができる（〔別表5〕）。

- (1) 選抜は、選抜対象者数が募集人員より少ない学科・コース等でのみ実施する。
- (2) 選抜は、すべての学科・コース等の選抜を終えたのち、第2志望に準ずる志望を希望した志願者を対象に行う。

第2志望に準ずる志望を希望する場合の志願者情報等の入力に当たっては、電子出願システムの案内に従い選択又は入力をすること。

7 志願先変更

(1) 期間

志願者は、次の期間内に1回に限り、志願先を変更することができる。

なお、一般募集による入学者選抜に出願した者については、帰国生徒特別選抜又は外国人特別選抜の出願資格を有する者であっても、帰国生徒特別選抜又は外国人特別選抜へ志願先変更をすることはできない。

令和7年2月18日（火）午前9時から2月19日（水）午後4時まで

(書類提出期間)

令和7年2月18日（火）午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時30分まで

19日（水）午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで

ただし、上記期間に書類の提出ができない場合には、事前に高等学校に連絡し、20日（木）午前9時から正午までの間に提出すること。

(2) 他の学校へ志願先変更するときの手続

志願先変更を希望する者は、電子出願システムの案内に従い、3の(1)～(3)に準じて選択又は入力を行い出願書類を提出する。

詳細は、別途「電子出願の利用の手引き」（令和6年10月、県ホームページに掲載予定）にて定める。

ただし、入学選考手数料及び出願書類の提出等については、以下による。

ア 入学選考手数料

- (ア) 同一課程において県立高等学校から他の県立高等学校に志願先を変更する場合は、改めて納付する必要はない。
- (イ) 県立高等学校の定時制の課程から県立高等学校の全日制の課程に志願先を変更する場合は、入学選考手数料の不足分の額（1,250円）を、電子出願システムの案内に従い、電子収納により納付する。
- (ウ) 県立高等学校から市立高等学校へ志願先を変更する場合、又は、市立高等学校から県立高等学校へ志願先を変更する場合は、改めて所定の手続により納付すること。
- (エ) 一度納付した入学選考手数料は返還しない。

先に志願した 高等学校	新たに志願した 高等学校	入学選考手数料
県立 (全日制の課程)	県立 (全日制の課程)	改めて納付する必要はない
	県立 (定時制の課程)	
県立 (定時制の課程)	県立 (全日制の課程)	志願先変更手続きの案内に従い、電子収納により納付する（1,250円）
	県立 (定時制の課程)	改めて納付する必要はない
県立	市立	改めて所定の手続により納付する (2ページ3(1)のウを参照) ただし、さいたま市立高等学校から他のさいたま市立高等学校に志願先を変更する場合は、改めて納付する必要はない
市立	県立	また、川口市立高等学校の課程間で志願先を変更する場合は、以下のとおりとする ①全日制から定時制に志願先を変更する場合 改めて納付する必要はない ②定時制から全日制に志願先を変更する場合 電子収納により納付する（1,250円）
市立	市立	

イ 出願書類の提出

- (ア) 志願先変更を希望する者は、出身中学校長を経て、「志願先変更願」（様式8）を、先に志願した高等学校長に持参により提出し、「志願先変更証明書」（様式9）の交付を受けた後、新たに持参により、出願書類を提出すること。

	先に志願した高等学校	新たに志願した高等学校
志願先変更を希望する者が 提出するもの	志願先変更願（様式8）	志願先変更証明書（様式9） 調査書等…新たに作成したもの

- (1) 志願先変更があったときは、出身中学校長は新たに出願した高等学校長に、学習の記録等学年内評価分布表及び学習の記録等一覧表を速やかに提出する。ただし、既に提出している高等学校の同一の課程に対しては、改めて提出する必要はない。
- (3) 同一校の学科間等における志願先変更
(2)に準じる。
- (4) 第2志望（第2志望に準ずる志望を含む。以下同じ。）のみの変更
(2)に準じる。
- (5) 受検票の交付
2月20日（木）午後1時以降に各自で印刷する。

8 志願取消

志願取消を希望する者は、出身中学校長を経て、「志願取消届」（様式10）を速やかに志願先高等学校長に持参により提出する。

9 学力検査

- (1) 志願者は、令和7年2月26日（水）に行われる学力検査を受検しなければならない。
- (2) 急病その他やむを得ない事情により学力検査を受検できない場合は、その事由を証明する書類を、出身中学校長を経て、当日までに志願先高等学校長に提出しなければならない。
なお、追検査を受検する場合は「12 追検査」による。
- (3) 学力検査は、国語、社会、数学、理科及び英語の5教科で実施し、中学校学習指導要領に基づいて出題する。英語にはリスニングテストを含む。
なお、〔別表8〕にある学校では、数学及び英語の学力検査において「学校選択問題」を実施する。
- (4) 学力検査会場は、志願先高等学校とする。
- (5) 学力検査の日程は、次のとおりとする。

時間	8:45～ 9:20	9:25～ 10:15 (50分)	休憩	10:35～ 11:25 (50分)	休憩	11:45～ 12:35 (50分)	昼食	13:30～ 14:20 (50分)	休憩	14:40～ 15:30 (50分)
教科等	一般諸注意	国語		数学		社会		理科		英語

- (6) 学力検査の配点等については、選抜要領で定める。
- (7) 障害のある志願者に対する配慮事項及び配慮が必要な場合の手続については、第14（26ページ）による。

10 実技検査

- (1) 次の学科等の志願者は、実技検査を受検しなければならない。
- ア 芸術系学科（美術科、音楽科、書道科、映像芸術科及び舞台芸術科）の志願者
イ 体育科の志願者
ウ スポーツサイエンス科の志願者
エ 県立伊奈学園総合高等学校のスポーツ科学系及び芸術系の志願者
- (2) 外国語科・外国語コース等においては、英語による問答を内容とする実技検査を実施することができる。
- (3) 詳細については、第4（8ページ）による。

11 面接

- (1) 実技検査を実施しない学科・コース等においては、面接を実施することができる。
- (2) 詳細については、第5（12ページ）による。

12 追検査

- (1) 次のア又はイに該当する志願者は、令和7年3月3日（月）に実施する追検査を受検することができる。ただし、令和7年2月27日（木）に実施する実技検査・面接を受検した志願者は追検査を受検できない。
- ア インフルエンザ罹患をはじめとするやむをえない事情により、学力検査を欠席した者
イ 一部受検者※
- (2) 出身中学校長は、志願者が学力検査を受検できなかった事情を踏まえ、追検査受検に該当すると判断した場合、速やかに志願先高等学校長に連絡するとともに、「追検査受検願」（様式16）を令和7年2月27日（木）正午までに志願先高等学校長に提出する。
- (3) 志願先高等学校長は、追検査の受検を承認したときは、「追検査受検承認証」（様式17）を交付する。
- (4) 追検査は、国語、社会、数学、理科及び英語の5教科で実施し、中学校学習指導要領に基づいて出題する。英語にはリスニングテストを含む。
- なお、〔別表8〕にある学校では、数学及び英語の追検査において「学校選択問題」を実施する。
- (5) 「追検査受検願」（様式16）を提出した志願者に対しては、令和7年2月27日（木）の実技検査・面接は実施しない。また、追検査においても実技検査・面接は実施しない。ただし、不登校の生徒などを対象とした特別な選抜、帰国生徒特別選抜による募集、外国人特別選抜による募集、定時制の課程における特別募集においては、令和7年3月3日（月）に面接を実施する。
- (6) 追検査の会場は、志願先高等学校とする。また、追検査の日程及び配点等は学力検査に準ずる。

13 選抜

高等学校長は、選抜要領に従い、厳正に選抜を行う。

14 入学許可候補者の発表

(1) 日時・場所

日時	令和7年3月6日（木）午前9時
場所	ウェブによる合否照会システムで行う。URL等は別に定める。
備考	高等学校長は、「選抜結果通知書」（様式7）を入学許可候補者に交付する。 交付方法については、別に定める。

- (2) 入学許可候補者は、令和7年3月6日（木）に、受検票を持参し、志願先高等学校において高等學校長から書類等を受け取ること。
- (3) 入学許可候補者が、やむを得ない事情により入学を辞退しようとするときは、辞退理由を記した「入学辞退届」（様式自由）を、出身中学校長を通じて志願先高等学校長に持参により提出する。

15 成績及び諸活動等の記録通知書

出身中学校長は、第15（28ページ）に定めるところにより、「成績及び諸活動等の記録通知書」（様式2）を作成し、令和7年2月3日（月）までに、志願者の保護者に通知する。

16 個人情報の取扱い

出願の際に入力された志願者情報及び調査書等に記載されている個人情報並びに学力検査等の入学者選抜を通じて高等學校長が取得した個人情報は、入学に係る事務手続き、志願者及び出身中学校等に対して検査結果等を提供する業務に使用する。

17 その他

県内の中学校を卒業する見込みの者（卒業者を含む）で、特別な事情を有する者の出願資格については、別に定める。

※ 学力検査当日、急な体調不良等により、学力検査を継続することが難しいと判断された志願者を指す。ただし、追検査を受検できる教科は、体調不良の申し出があった時点で開始していない検査時間以降の教科とする。